

北九州市立菊陵中学校
学校だより
令和4年9月2日号
校長 上赤義人

学校教育目標
生徒一人一人の個性の伸長を図り、
徳・知・体の調和のとれた、
感謝の心をもつ自主した生徒の育成

休憩時間とは

堅苦しく言うと「労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間」とされています。簡単に言えば、働く者が働いている途中で完全に仕事から離れることができる時間、ということになります。

休憩時間の長さも法律で最低限の基準が定められています。労働基準法という法律では、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を付与しなければならないとしています。(労働基準法34条1項)。労働基準法については、中学校3年生の社会科公民的な分野で学習します。みなさんも、将来労働者となれば休憩時間というものが保障されることとなります。

学校における労働者とは誰でしょうか？先生や事務室の方々です。ということは、先生たちにも休憩時間があることは当然です。菊陵中学校の先生たちの休憩時間は13:25～13:40と16:25～16:55です。給食の片付けの後と帰りの会の後の時間ということになります。ただ、先生たちが休憩時間中だから、みなさんの話を聞かなかったり、困っているみなさんを助けないということではありませんので、心配しないでください。ここで、みなさんに知ってほしいことは、先生たちにも休憩時間があり、その時間は大切であるということです。

みなさんは、ショッピングセンターやスーパーに買い物に行ったことがありますか。そこの店員さんの制服を着ているのに、私たちと同じように買い物をしている姿です。首から下げられたプレートや胸の名札には「休憩中」という文字があります。

みなさんが、買い物中に困って店員さんに尋ねようとした時、その「休憩中」の文字を見たらどうしますか？別の店員さんをさがしますか。それとも「休憩中

にすみませんが、〇〇を教えてください」といいますか。どちらも正しいと思います。店員さんの休憩時間を意識した社会的なマナーだからです。

是非、みなさんには、こんな社会的なマナーを意識し、身に付けてもらいたいです。

みなさんの授業と授業の間の休み時間や先生方の休憩時間が次につながる原動力となったり、リフレッシュとなるような時間にしていきたいです。そうすれば、授業をはじめとした菊陵中学校の様々な活動がよりよいものになると信じています。

保護者・地域の方へ

夏休みが終わり、本格的に二学期が始まっています。生徒たちが夏休みを無事に過ごすことができたことは、保護者・地域の皆様のおかげです。ありがとうございました。今学期も、よろしくお願いします。

さて、今月から、生徒と教職員の休憩時間への意識向上として取組を進めます。教職員の勤務時間や休憩時間等については、従来あまり問題とされていないこともありましたが。(法的にはしっかりと明記されていたのですが…)最近の働き改革の動向の中、教職員についても課題とされてきました。

決して、勤務時間外や休憩時間中に、子どもたちにかかわるすべての教育活動をしなないという訳ではありません。子どもたちの安心・安全やよりよい教育活動になるものであれば、たとえそのような時間でも教職員としての責務を果たすことが重要です。本校の教職員には、子どもたちの安全・安心よりも自分の休憩時間を優先させるものは1人もいません。

これから、大人になる子どもたちにとって、休憩時間への意識を含めた働き方、そして、今日話題となっている18歳成人による主権者教育・金融教育等、より実社会に結び付く学校教育が求められています。今回、教職員の休憩から、子どもたちに実社会に結び付く考えが育つことを願っています。

また、勤務時間や休憩時間について意識の向上は、保護者・地域の方のご理解とご協力が不可欠です。よろしくお願いいたします。何かご不明な点がございましたら、学校(521-0623)にご連絡ください。